

次に〔性的マイノリティLGBTについて質問します〕

問 1

地元での相談をお受けした中からの質問です。当時高校3年生の母親から「娘がスカートを履いて登校することに違和感を感じてズボン履くようになったが、それが原因でいじめに遭い、学校に行けない」との相談を受けましたが、どこに相談したらよいのか分からなく相談窓口を探しました。

学校にもお母さんの悩みを繋ぎ、その生徒は担任の先生にカミングアウトし、周りの人の理解を得て無事卒業できましたが、今なお親子とも生活の中で悩み続けておられます。性同一障害や性的マイノリティの人々は、周囲の人々の無理解や偏見などから生活の中で様々な困難を抱え、孤立している場合が多く、誰にも相談できずに悩み、自殺に到る割合も高いと聞きます。

こうした性同一性障がい者や同性愛者などの性的マイノリティ、いわゆるLGBTに関する相談にはどう対応しているのか。お聞かせください。

【人権企画課長】

- 性的マイノリティである当事者や御家族等からの相談について、大阪府では専門の相談員による「人権相談窓口」を設けており、性的マイノリティに係る相談についても対応しております。特に5月と11月を集中相談月間と定め、広く周知を図っております。

最近では年間10～20数件の相談を受けており、必要に応じ弁護士や当事者団体等の適切な機関につなぐ等の対応を行っております。

- この相談窓口については、府のホームページや府政だより、人権情報誌等で御案内するとともに、平日は終日、夜間・休日も月

に数回開設し、相談方法も来所面談、電話、メール、FAX、手紙と複数用意する等、出来るだけ多くの方に、いつでも気軽に相談いただけるように努めております。

- この「人権相談窓口」に加えて、福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野において行われている相談事業においても、性的マイノリティである当事者やその御家族等からの相談にも応じております。
- さらに、以上のような大阪府の相談窓口での対応とともに、当事者にとって身近な相談先である市町村の相談事業の支援として、複雑・困難な事案についての助言や相談員のスキルアップのための講座等に努めております。
- なお、多感な思春期の児童・生徒を抱える教育現場では、研修等を通じてこの問題に対する教職員らの理解促進を進めるとともに、当事者である児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、支援・配慮に努めていると聞いております。

問 2

複数の相談窓口があって、現に相談を受けているとの答弁でした。

しかし、性的指向や性自認の如何にかかわらず誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる、というのが目指すべき豊かな社会です。その意味では性的マイノリティに対する世の中の理解は不十分で、もつと意識を高めてもらわないといけないと思います。

性的マイノリティが抱える課題には学校や会社、日常生活に共通するトイレの問題や更衣室に入れない。無理解・誤解や偏見・差別的な課題があります。

今、府内では淀川区役所が全国で初めて支援宣言を行い、性的マイノリティ、LGBTに関する電話相談や当事者やその周囲の人々が集まるお茶会「コミュニティスペース」の開設や教職員向けハンドブックを作成し、学校やPTA、中小企業に対してレインボー出前講座の実施など、先進的な取組を実施しているとも聞いています。

府としても、こうした先進事例を広めるなど、性的マイノリティの方々が生きづらさを感じない、多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を進めるべきだと考えますが答弁を求めます。

【人権企画課長】

- 性的マイノリティの人権問題は、近年、重大な課題として認識されるようになってきていますが、府では、平成10年に制定された「人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定した「人権施策推進基本方針」において、取り組むべき主要課題と位置付け、様々な媒体・手法による啓発や職員向け研修、先ほど御説明しました「人権相談窓口」の開設・運営等を行っております。

- さらに本年度は、
 - 当事者や支援団体が主催する研修会やイベントへの参加を通じて、実情や課題の把握に努めております。併せて、後援名義の使用承認、知事メッセージの提供といった形での支援も行っております。
 - それとともに、この問題に対する府民の理解の増進を図るため、ホームページや既成の啓発冊子での紹介に加え、人権局の情報誌「そうぞう」での特集記事による啓発、12月の人権週間に府立図書館とタイアップした企画展示等を予定しております。
 - 一方、この問題については全庁的な取組が必要であることから、各部局に設置している人権局兼務・併任職員を対象に研修を実施するとともに、国や他団体の動向についての情報共有を図っております。また、関係部局での取組状況の把握に努めております。

加えて、職階別の研修や各所属で行われる人権研修で、近年クローズアップされてきた人権問題として取り上げるほか、人権局が実施している人権総合講座のメニューに「性的マイノリティの人権問題」を組み込んでいます。
 - また、市町村との連携協力した取組が必要であるとの観点から、人権行政担当者の会議において、研修を実施するとともに、それぞれの取組の現状を情報交換しております。
- 委員お示しのとおり、大阪市淀川区をはじめ複数の基礎自治体において性的マイノリティの支援事業を推進されており、都島区、阿倍野区も淀川区と共同歩調で取り組むと聞いております。

大阪府といたしましては、広域自治体として、啓発、研修、相

談などの取組をしっかりと推進するとともに、市町村に対し、情報提供や必要に応じた助言・支援、相談員の養成などの支援を行ってまいります。

また、国政においても重大な課題と認識され、立法措置を講じようとする動きが与党・野党それぞれにございます。こうした動きも踏まえ、取組を進めてまいります。

問 3

啓発、研修、相談など様々な取組をされているという答弁ではありましたが、冒頭紹介しましたが、今なお悩み、苦しんでいる当事者はまだまだいると思います。この問題に先進的に取り組んでる自治体がある中、私としては大阪府の取り組みが不十分だと思います。大阪府が前面に立って、さらに積極的に、この性的マイノリティの問題に取り組んで行くべきではないかと思います。

また、当事者の方々が抱える課題は多岐の行政分野にわたるので、全庁挙げて推進していく必要があると思うが、人権局長の決意をお聞かせください。

【人権局長】

- 性的マイノリティの人権問題は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、解決に取り組んでいかねばならない、重大な課題であると認識しております。

しかしながら、性的マイノリティに関する問題は、近年になって人権問題として意識されるようになったこともあって、府民の理解がまだまだ十分に進んでいるとは言えない状況です。

- そのため、正しい知識が無いことに起因する差別や誤解、偏見をなくすための啓発・研修、そして当事者や御家族の抱える課題の解消に資する相談に取り組んでおりますが、今後これらの取組をさらに充実させ実効あるものになるよう、工夫を凝らしてまいります。
- また、性的マイノリティの抱える課題は多岐にわたり幅広い行政分野に関係することから、職員一人一人が課題を適切に受け止め対応できるよう、人事部局と協力して職員研修に努めるとともに

に、人権局兼務・併任職員を活用しながら全庁でこの課題を共有し、人権局はもとより、各部局に働きかけ、全庁横断的に課題解決に向け積極的に取り組んでまいります。

この性的マイノリティ支援については知事へもお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。